

令和8年  
4月号

# 消費者だより

## 医薬品のネット通販による 定期購入にご注意!

一般の医薬品は薬局以外にインターネットでも購入できますが、  
容易に解約手続きができないことができないので注意が必要です。

### 相談事例

動画広告で見た、「手足のしびれが取れる」という医薬品を購入。  
1回限りで購入したつもりが定期購入だった。仕方なく数回使用したが、発疹が出たため医師に相談したところ、使用しないようにと言われた。  
返品したいと連絡したが、定期購入なので、すぐには解約できないと断られた。

### 消費者へのアドバイス

#### 表示を確認してください

インターネットの販売サイトは、法令で次の表示が義務付けられています。  
この表示がない販売サイト危険な場合があります。

- ・通信販売=販売事業者名、連絡先、契約内容、返品や返金の条件
- ・医薬品販売=実店舗における医薬品陳列写真、勤務している専門家（薬剤師など）の氏名、自治体の許可に関する事項

#### 単品の購入または定期購入かを確認してください

広告や購入画面、注文の最終画面の中などに「定期購入」の記載がないか確認をしてください。

証拠として最終画面の確認のスクリーンショットを残しておいてください。

#### 本当に必要か定期購入にするべきか確認してください

インターネット販売は、問い合わせや返品・解約が難しい傾向にあります。

特に定期購入は、販売事業者に解約の意思を示した段階では次回以降の発注が済んでいることが多く、違約金などの支払いを求められる場合もあります。

千代田区消費生活センター

TEL:03-5211-4314 (相談専用)

月曜日～金曜日 9:00～16:30

(土日祝、年末年始除く)

分からないことがあれば、  
消費生活センターに  
ご相談ください。

